

ツキノワグマ出没対応マニュアル



令和7年11月改正

目次

1. 対応マニュアル策定の目的	2
(1) 定義	2
(2) 基本方針	2
①住民への注意喚起と安全確保	2
②排除と捕獲	2
2. 日々の備え	3
(1) 連絡体制	3
(2) 庁内関係部長等情報共有会議	3
(3) 必要物品	4
(4) 対応訓練等の実施	4
3. 出没状況に応じた対応レベルの設定	5
4. 通報から庁内関係部長等会議の主な流れ	6
5. 目撃情報の受理	7
(1) 関係機関への情報提供及び初動対応整理	7
(2) 警戒レベルの設定	7
6. 警戒レベル毎の連絡体制	8
7. 初動対応	11
(1) 関係機関の役割	11
(2) 市民への注意喚起	11
(3) 対応職員等の動員	11
(4) 現地臨場	11
(5) 錯誤捕獲	11
8. 初動後の対応	12
(1) 初動後に警戒レベルの変更対応	12
(2) 錯誤捕獲	12
9. 関係部署ごとの対応	13
10. ツキノワグマ被害防止対策本部会議の開催	18
11. 連絡先一覧	19

1. 対応マニュアル策定の目的

里山や集落辺縁部の農地は、かつては野生動物の生息域と人の生活圏を隔てる緩衝帯として機能しており、人里に大型野生動物が出没することは稀であった。しかし、近年の人口減少と高齢化による担い手不足等から、遊休農地が増加するにつれて野生動物の生息域の境界があいまいになり、集落内部での目撃も多くなってきてている状況にある。

特にツキノワグマ（以下「クマ」という。）については、全国各地において人身被害が増加傾向となっており、今後も増加していくものと想定される。

本市において現時点では人身被害は発生していないが、主に集落外でクマの目撃情報出没が相次いで発生している。このため、市街地等にクマが出没した際に、関係機関が連携して迅速かつ適切に対応し、住民の人身被害の発生を未然に防止するため、出没時の状況に応じた対応従事者の具体的対処方法のほか、伊達市、伊達市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）、伊達警察署、福島県、その他関係機関における役割について申し合わせに基づき「ツキノワグマ出没対応マニュアル」を策定するものである。

（1）定義

出没とは、クマが目撃されること、クマの痕跡（足跡、糞、爪痕、食痕等）が確認されることをいう。

（2）基本方針

①住民への注意喚起と安全確保

市街地等にクマが出没した際は、速やかに住民へ注意喚起するとともに、関係機関の連携のもと住民の屋内待避や誘導等を行うものとし、その対応に当たっては、住民の安全確保を最優先とする。

②排除と捕獲

市街地等にクマが留まっている場合若しくはその可能性が高い場合においては、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、基本的に追い払いにより市街地等から排除する。

山林まで追い払うにあたり、住民の安全確保が困難となる場合など、周囲の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応の方法の有効性等を検討したうえでクマを捕獲するものとする。

なお、対応を行う関係機関及びその役割、対応従事者等については「10. 関係部署ごとの対応」及び「別表1」に示すとおりとする。

2. 日々の備え

(1) 連絡体制

クマが出没した際には、伊達市行政組織規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 32 号）に規定する分掌事務である「鳥獣保護及び有害狩猟鳥獣捕獲に関すること」を所管する産業部農政課（以下「農政課」という。）を中心に、総務部、未来政策部、財務部、市民生活部、健康福祉部、建設部、産業部、教育部、こども部（以下「関係部署」という。）、伊達警察署、福島県県北地方振興局、伊達市消防団、伊達市鳥獣被害対策実施隊等（以下「関係機関」という。）が連携して迅速に対応することが求められる。

このため、関係機関との円滑な連携を図るため、「ツキノワグマの出没時に係る連絡体制（別紙 1）」を整備することとする。

なお、緊急連絡先等は隨時更新を行い、常に最新の状態を保つように努める。

(2) ツキノワグマ被害防止対策本部会議

クマ出没時の府内関係部長等情報共有会議員は次のとおり。

役職	所属	職名	備考
本部長		市長	
副本部長		副市長	
副本部長		教育長	
構成員	総務部	部長	
構成員	未来政策部	部長	
構成員	財務部	部長	
構成員	市民生活部	部長・参事	
構成員	健康福祉部	部長	
構成員	産業部	部長	
構成員	建設部	部長	
構成員	教育部	部長	
構成員	こども部	部長	
構成員	議会事務局	事務局長	
構成員	会計課	会計管理者	
事務局	産業部	農政課	

(3) 必要物品

市は、緊急時の出動に備え、現地本部における対応で必要となる物品等を普段から想定しリスト化しておくとともに、速やかに持ち出しが可能となるよう、保管場所の確認及び職員間の情報共有を行い、可能な限りまとめて保管するよう努める。

【物品一覧】

品名	備考
住宅地図	
市街地地図（1/2500 以上）	
捕獲ネット（防護用）	
熊鈴	
熊撃退スプレー	
爆竹	
動物駆逐用煙火	
着火用具	
ヘルメット	
盾	
刺股（棒、なた鎌等）	

(4) 対応訓練等の実施

市街地等にクマが出没して緊急出動が必要となった際に、住民の屋内退避や、クマの市街地等からの排除にスムーズに対処できるよう、市民や施設、関係機関等が協力し、緊急時を想定した訓練を隨時行い、有事に備えるものとする。

また、市街地等に所在する市が所有する施設等においては、退避手順等の安全対策について市の所管部署等と協議・整理するなど有事に備えておくものとする。

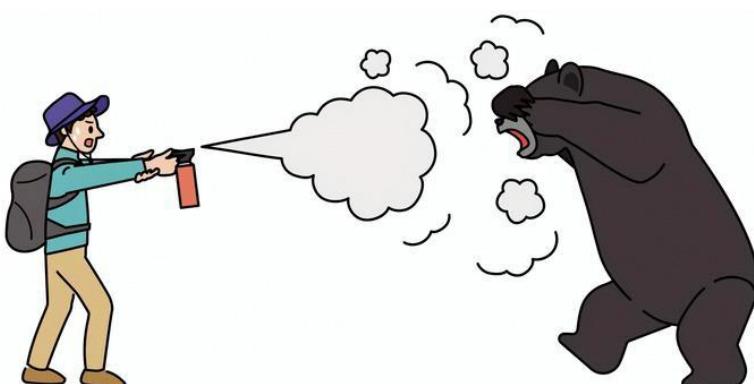
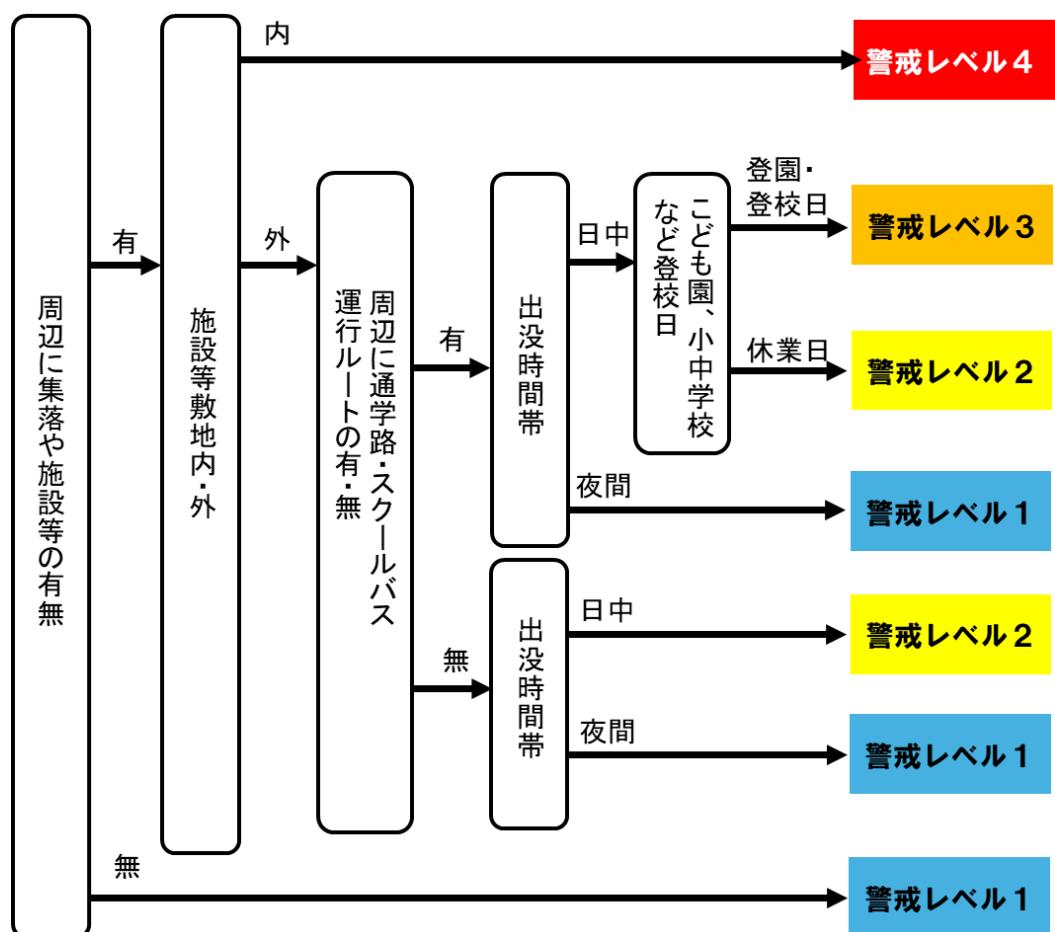


3. 出没状況に応じた対応レベルの設定

クマの出没場所や被害、頭数、移動先等のほか、出没による危険性や地域住民の生活への影響、対応の緊急性等を考慮し、状況に応じた対応を行うため、次のとおり4段階の警戒レベルを設定する。

なお、警戒レベルは農政課長が決定する。

【クマ出没レベル設定フロー】



4. 通報からツキノワグマ被害対策本部会議の主な流れ

クマの目撃情報が寄せられてから組織横断的な対応を行うため、本マニュアルに定められた役割を実行する必要があることから、警戒レベル3以上の場合、関係部署は速やかに業務を遂行する。

なお、対応の経過等は、ツキノワグマ被害対策本部会議にて情報共有を行う。

【クマ目撃情報通報からツキノワグマ被害対策本部会議の流れ】

項目	対応	備考	
目撃情報通報	産業部農政課		
ツキノワグマの目撃情報報告書の作成	↓	様式第1号	
警戒レベル設定	↓	農政課長が設定	
関係機関へ連絡	↓		
初動対応	現場臨場 HP更新作業 庁内本部会議の準備 看板設置	↓ ↓ ↓ ↓	
初動対策開始	農政課 関係部署	警戒レベルに応じた 対応開始	
初動対応後	【警戒レベル3以上の場合】 ツキノワグマ被害対策本部会議	関係部等の長	初動対応での対応と 現在の対応状況の共有

5. 目撃情報の受理

クマの目撃情報が寄せられた際には、情報を正確かつ迅速に聴取することが市民への注意喚起や目撃箇所周辺の巡回等に不可欠である。

このため、目撃情報の共有を図るため、「ツキノワグマの目撃情報報告書（様式第1号）」を作成することとする。

なお、農政課以外で目撃情報を受理した場合には農政課に報告し、関係機関への情報提供を依頼すること。

（1）関係機関への情報提供及び初動対応整理

農政課で目撃情報を受理した際は、目撃箇所や時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して「ツキノワグマの目撃情報報告書（様式第1号）」を速やかに関係機関に情報提供及び初動対応依頼を行うこと。

（2）警戒レベルの設定

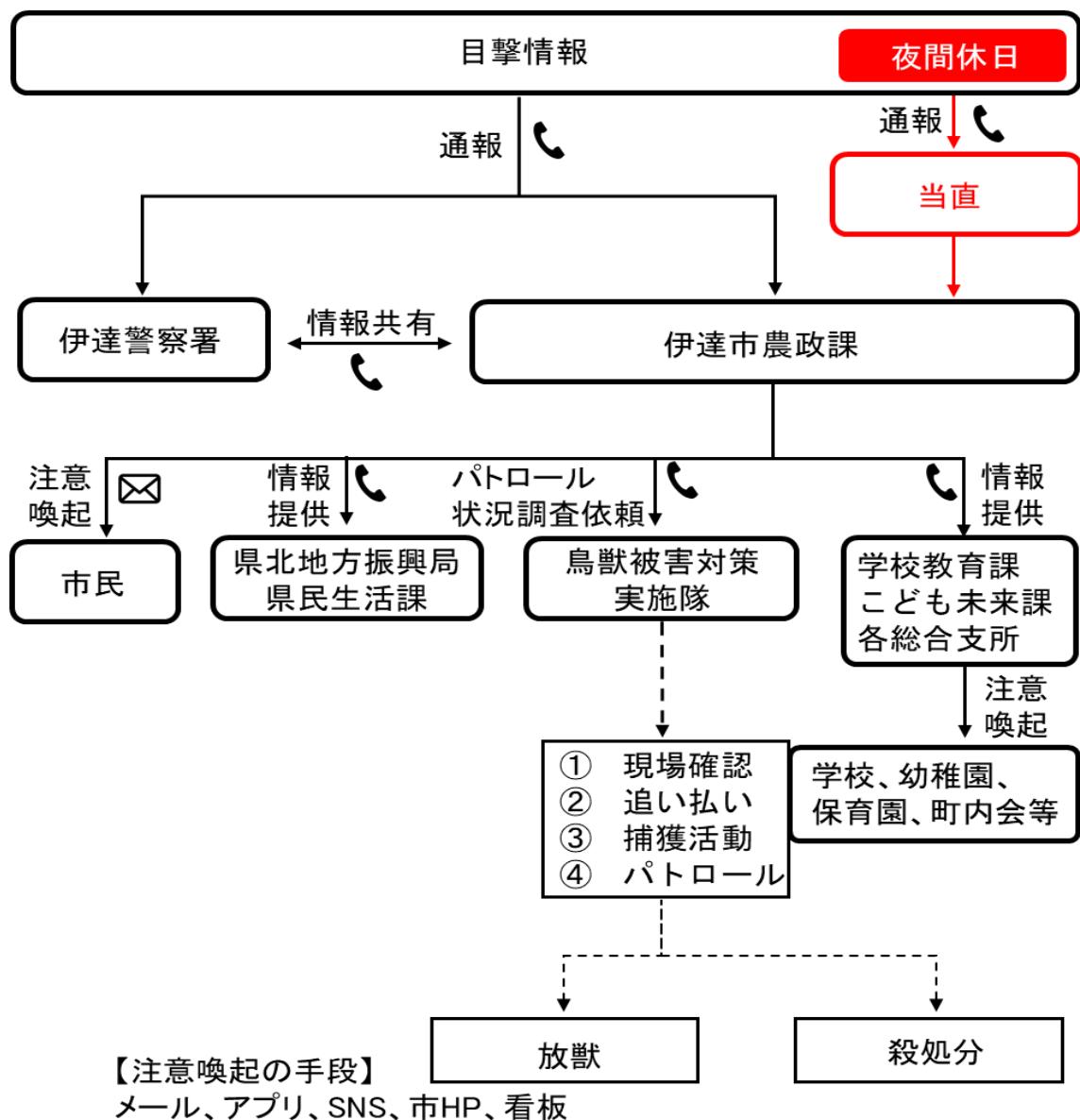
農政課長は目撃情報の内容を総合的に判断し、警戒レベルを決定する。

なお、警戒レベルに応じた関係機関は次頁のとおり。

6. 警戒レベル毎の連絡体制

1. 警戒レベル1 の連絡体制

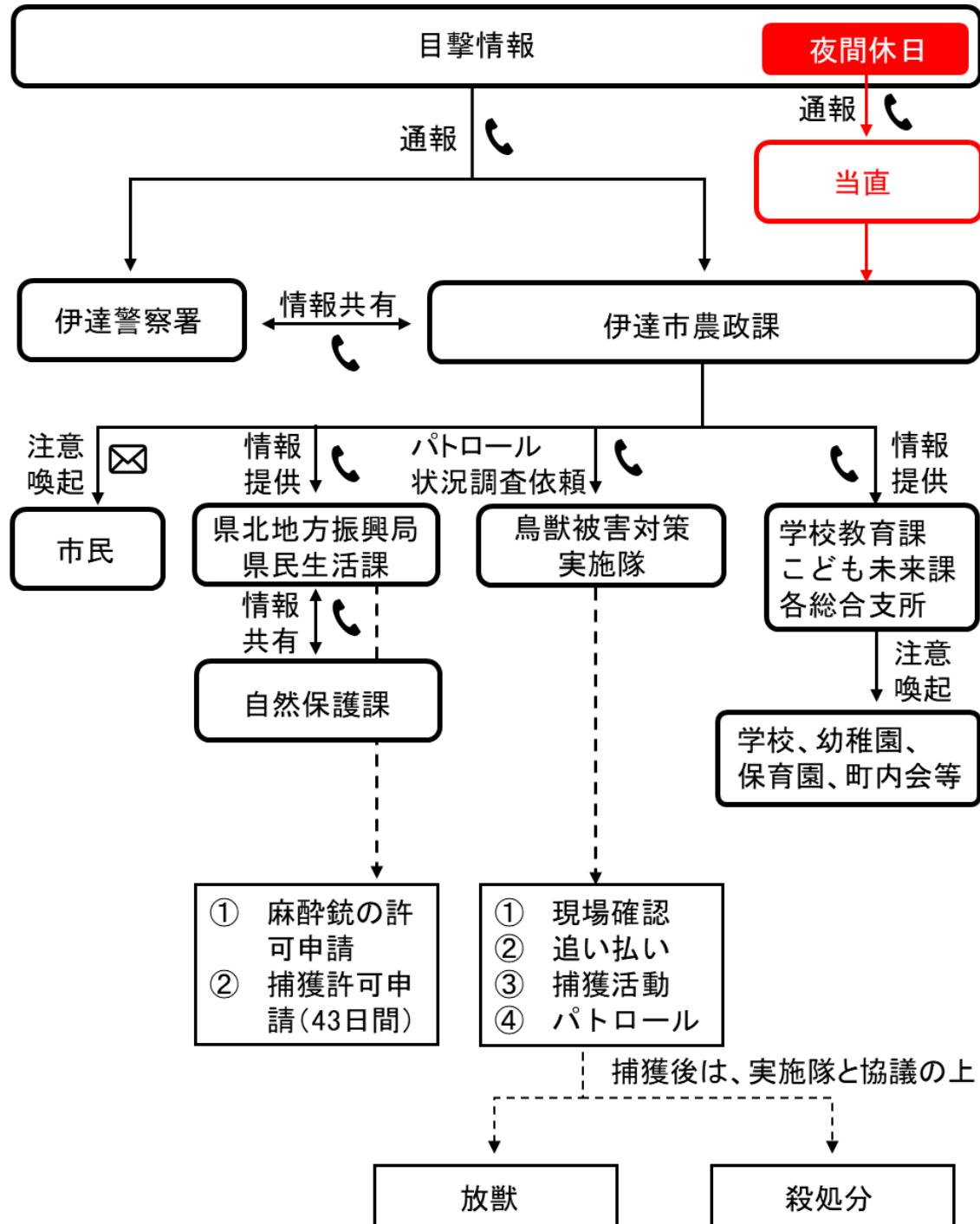
警戒レベル1



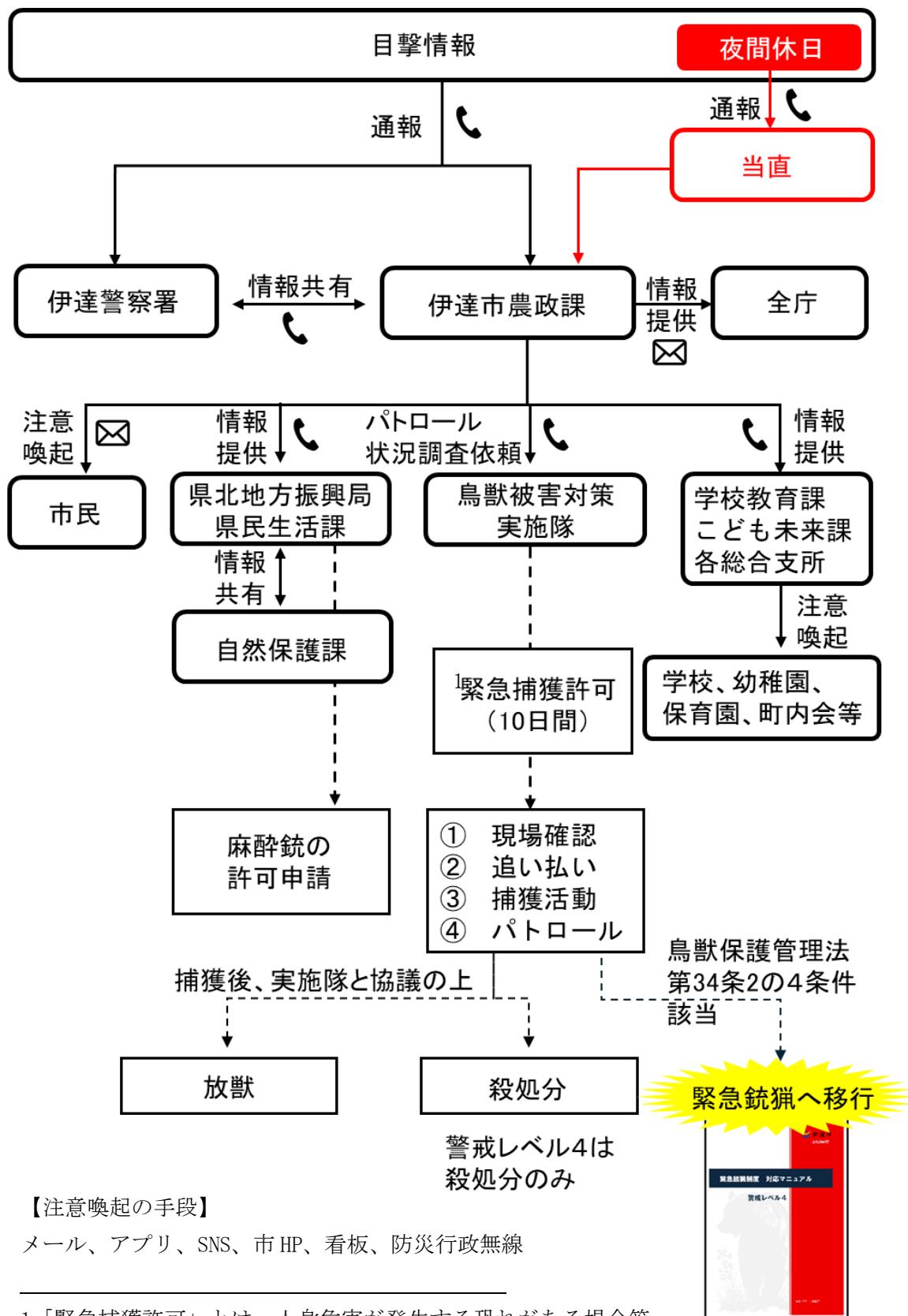
【注意喚起の手段】

メール、アプリ、SNS、市HP、看板

2. 警戒レベル2 の連絡体制



3. 警戒レベル3 ・ 警戒レベル4 の連絡体制



1 「緊急捕獲許可」とは、人身危害が発生する恐れがある場合等、市町村が許可できる。

7. 初動対応

クマ目撃情報により作成された「ツキノワグマの目撃情報報告書（様式第1号）」により、関係機関は速やかに初動対応を行うこと。

（1）関係機関の役割

警戒レベルにおける関係機関の具体的役割については「10. 関係部署ごとの対応」に示すとおりとする。

（2）市民への注意喚起

市街地等におけるクマの目撃情報を認知した場合、農政課は、市公式ホームページ等により速やかに出没地周辺の市民や施設関係者等に情報提供を行う。

（3）対応職員等の動員

農政課は、市街地等におけるクマの目撃情報に基づき対応職員を選択する。また、この時点でクマが市街地等に留まっている可能性がある場合は、警戒レベル4に備えておくものとする。

農政課は、情報の整理や関係機関等への情報提供を主に行う「内部対応庶務」と、現地で対応を行う「現地指揮者」に分けて配置し、現地指揮者は、装備が整い次第、速やかに現地調査に向かうものとする。

現地調査及びその後の対応には、銃砲の使用も想定されるため、実施隊員に対しては、有害鳥獣捕獲許可（口頭許可）等、法に基づき、銃砲を携帯し現地に待機しておくよう指示する。

（4）現地臨場

現地指揮者は、目撃地周辺の状況を確認し、可能な限り目撃者から当時の状況について聞き取りを行うものとして、また、現地に駆けつけた警察官や他の職員等と合流した後、クマのその後の動向について調査を行うものとする。

調査を行う者は、安全の確保のため、常に複数人で行動するとともに、可能な限り護身用品を装備して調査にあたるものとする。

周辺住民に対しては、関係機関協力のもと、注意喚起用の看板設置を行うこと。

（5）錯誤捕獲

イノシシを有害捕獲するためのワナに誤って、クマが捕獲されてしまった場合は、実施隊により放獣又は有害捕獲許可を行い駆除する。

8. 初動後の対応

農政課は、必要に応じて関係機関と協議を行うとともに、目撃箇所、時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して次項に定める基準に従い、「ツキノワグマの出没に係る初動対応連絡票（様式第2号）」に基づき、関係機関に報告すること。

また、同連絡票については、その後の目撃情報の有無や関係機関との協議を踏まえて必要に応じ見直しを行うこととする。

その際、実施隊は、捕獲活動実施前に必ず農政課及び伊達警察署と実施方法の協議を行うとともに、農政課は決定事項について実行開始予定時間、実行内容、終了予定時間を関係機関へ情報提供すること。

【捕獲に関する手法・手段】

手法	手段
追い込み	音が鳴る器具（爆竹やホーンベル）を用いて、集落付近から山林等周囲の安全確保が図られる場所へ追い込みをかける、捕獲活動へ繋げる
駆除行為	ワナや銃砲を用いて行う

（1）初動後に警戒レベルの変更対応

初動対応後、これまでの状況を総合的に勘案し、「警戒レベル1から4」に定められている「対応内容・警戒エリア・警戒期間」により対応するものとする。

（2）錯誤捕獲

警戒レベルの設定は行わないが、関係機関への情報提供を行い、捕獲した周囲にも他の個体のクマが出没する恐れがあることから、パトロールや看板設置、注意喚起など必要な対策を講ずる。

9. 関係部署ごとの対応

目撃情報等により農政課長が警戒レベルを決定した後、速やかに関係部署は次の業務を実施する。

(1) 警戒レベル1における各部の役割

- ・ 森林内での目撃であり、住民生活に被害の発生する恐れが低い。
- ・ 目撃者が特定できない、クマだと断定できない場合を含む。

担当部署	役割
産業部 農政課	<p>① 実施隊に状況調査及びパトロールを依頼</p> <p>② 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供</p> <p>③ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有</p> <p>④ 市ホームページ、有害鳥獣情報マップ等による住民への注意喚起</p> <p>⑤ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置</p>
建設部	<p>① 出没状況により市道、管理河川(準用河川、普通河川)内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(公園)、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>※ 国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理</p>
総務部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 現場臨場職員に人身被害が発生した際の対応</p>
未来政策部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(交流館、集会施設)、関連機関(自治組織・町内会)等に対する注意喚起</p>
財務部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p>
健康福祉部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p>
教育部 こども部	<p>① 小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起</p> <p>② 伊達市振興公社(体育館などの運動施設等)への注意喚起</p>

(2) 警戒レベル2 における各部の役割

- 半径200m以内に人家がない山間部等の農地等で農作物への執着がみられ、繰り返しクマが出没（目撃）している。
- 目撲情報や足跡、爪痕、糞などの痕跡からクマであることが断定できる。

担当部署	役割
産業部 農政課	<p>① 有害捕獲許可</p> <p>② 実施隊に現場出動、状況調査パトロール依頼 <u>→追い払い又は捕獲依頼</u></p> <p>③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供</p> <p>④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有</p> <p>⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起</p> <p>⑥ 目撲現場付近にクマ注意の看板設置</p>
市民生活部	① 防災行政無線により、該当地域の住民へ注意喚起
建設部	<p>① 出没状況により市道、管理河川（準用河川、普通河川）内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設（公園）、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>※ 国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理</p>
総務部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 現場臨場職員に人身被害が発生した際の対応</p>
未来政策部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設（交流館、集会施設）、関連機関（自治組織・町内会）等に対する注意喚起</p>
財務部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起
健康福祉部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関（高齢者施設）等に対する注意喚起
教育部 こども部	<p>① 小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起</p> <p>② 伊達市振興公社（体育館などの運動施設等）への注意喚起</p>
全庁共通	① 県のクマ出没警報や県警の注意情報を考慮し、市が主催するイベントの開催を担当課で判断し周知

(3) 警戒レベル3 における各部の役割

- 半径 200m 以内に 10軒以上の集落周辺へのクマ出没（目撃）

担当部署	役割
産業部 農政課	<p>① 実施隊に現場出動、状況調査及びパトロールを依頼 →追い払いまたは捕獲(<u>放獣または殺処分</u>)依頼</p> <p>② <u>市職員も現場へ出動し、対応について実施隊と協議</u></p> <p>③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供</p> <p>④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有</p> <p>⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起</p> <p>⑥ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置</p> <p>⑦ <u>ツキノワグマ被害対策本部会議を開催し、対応を協議</u></p>
市民生活部	① 防災行政無線により、該当地域の住民へ注意喚起
建設部	<p>① 出没状況により市道、管理河川(準用河川、普通河川)内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(公園)、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>※ 国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理</p>
総務部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 現場臨場職員に人身被害が発生した際の対応</p>
未来政策部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(交流館、集会施設)、関連機関(自治組織・町内会)等に対する注意喚起</p>
財務部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起
健康福祉部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関(高齢者施設)等に対する注意喚起
教育部 こども部	<p>① 小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起</p> <p>② 近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保(保護者への送迎依頼)</p> <p>③ 伊達市振興公社(体育館などの運動施設等)への注意喚起</p>
全庁共通	① <u>クマが出没している該当地域では、市主催のイベントを中止し、当該イベント担当課が周知する。</u>

(4) 警戒レベル4 における各部の役割

- ・ 人身被害発生の恐れが高い
- ・ 人身被害の発生
- ・ 人家・建物又はその敷地内等にクマが侵入している

担当部署	役割
産業部 農政課	<p>① 実施隊に現場出動、状況調査及びパトロールを依頼 →追い払いまたは捕獲(放獣または殺処分)依頼</p> <p>② 市職員も現場へ出動し、対応について実施隊と協議</p> <p>③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供</p> <p>④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有</p> <p>⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起</p> <p>⑥ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置</p> <p>⑦ ツキノワグマ被害対策本部会議を開催し、対応を協議</p>
市民生活部	<p>① 防災行政無線により、該当地域の住民へ注意喚起</p> <p>② 伊達市消防団による注意喚起活動</p>
建設部	<p>① 出没状況により市道、管理河川(準用河川、普通河川)内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(公園)、関連機関等に対する注意喚起</p> <p>※ 国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理</p>
総務部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等の連絡に従事</p> <p>② 現場臨場職員に人身被害が発生した際の対応</p>
未来政策部	<p>① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等の連絡に従事</p> <p>② 出没情報等から必要に応じて所管施設(交流館、集会施設)、関連機関(自治組織・町内会)等に対する注意喚起</p>
財務部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等の連絡に従事
健康福祉部	① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関(高齢者施設)等の連絡に従事
教育部 こども部	<p>① 小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起</p> <p>② 小中学校等の通学児童・生徒の安全確保(保護者への送迎依頼、臨時休業の検討)</p> <p>③ 体育館などの運動施設等の使用中止</p>
全庁共通	<p>① クマが出没している該当地域では、市主催のイベントを中止し、当該イベント担当課が周知する。</p> <p>② <u>他地域へは注意喚起を行う。</u></p>

(5) 錯誤捕獲

- ・ イノシシを有害捕獲するためのワナに誤って、クマが捕獲されてしまった場合

担当部署	役割
産業部	① 実施隊に現場出動、状況調査及びパトロールを依頼
農政課	② 実施隊へ有害捕獲許可の付与 ③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供 ④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有 ⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起 ⑥ 捕獲現場付近にクマ注意の看板設置 ⑦ ツキノワグマ被害防止対策本部会議の開催(警戒レベル3以上の場合)



実施隊等に状況調査及びパトロールの結果、「足跡」「糞」「木についた爪痕や引っ掻き傷」「クマ棚」などの痕跡から周辺に他のクマが存在すると判断される場合、農政課長が警戒レベルを設定し、関係部署は必要な措置を講ずる。

10. ツキノワグマ被害防止対策本部会議の開催

農政課において警戒レベル3以上と判断した場合は、初動対応の内容や現在の状況について、ツキノワグマ被害防止対策本部会議を開催する。

ツキノワグマ被害防止対策本部会議では、次の事項の情報を共有するとともに、今後の対応を協議決定する。

【会議における協議・決定事項】

役割	内容
現地臨場の報告	(様式第2号)「ツキノワグマの出没に係る初動対応連絡票」に基づき、現場臨場した職員より状況の報告を受ける。
関係部署での対応	警戒レベルに応じ、対応した内容及び今後の取り組みについて、各部からの報告を受ける。 (防災無線などの周知や管理施設の閉鎖、イベントの実施など)
市民周知の期限決定	防災行政無線による放送期間 安全確保対応期間

11. 連絡先一覧

関係機関名	連絡先
福島県県北地方振興局 県民生活課	TEL 024-521-2709 FAX 024-521-2855 Mail kenpoku.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp
農政課農業振興係	TEL 024-573-5635 (内線 91-5333) Mail nousei@city.fukushima-date.lg.jp
学校教育課指導係	TEL 024-573-5833 Mail school@city.fukushima-date.lg.jp
こども未来課 幼保指導係	TEL 024-573-5691 Mail childcare@city.fukushima-date.lg.jp
伊達総合支所 業務防災係	TEL 024-583-5508 Mail d-area@city.fukushima-date.lg.jp
梁川総合支所 業務防災係	TEL 024-577-1113 Mail y-area@city.fukushima-date.lg.jp
保原総合支所 業務防災係	TEL 024-575-2111 Mail h-area@city.fukushima-date.lg.jp
靈山総合支所 業務防災係	TEL 024-586-3406 Mail r-area@city.fukushima-date.lg.jp
月館総合支所 業務防災係	TEL 024-573-3566 Mail t-area@city.fukushima-date.lg.jp
鳥獸被害対策実施隊	伊達 松浦富義 TEL 090-8787-1336 Mail 080-6082-2108 (会社携帯) tomy08261@icloud.com matsuura_tomiyoshi@nippo-c.jp
	梁川 氏家弘 TEL 090-9037-1061
	保原 阿部良夫 TEL 090-4554-4128 024-576-7746
	靈山 高橋重満 TEL 090-1499-5402 024-586-1978
	月館 渡邊信廣 TEL 090-2604-7450 024-573-3547
伊達警察署地域課	TEL 024-575-2251
伊達市振興公社 ・観光物産・農林業課 ・鳥獣害対策専門員	TEL 024-577-6700 Mail bz118628@bz04.plala.or.jp TEL 070-3164-1552 (野田健二)

(様式第1号)

ツキノワグマの目撃情報報告書

受付年月日 _____ 年 月 日

1 連絡受信	月 日 時 分頃			
2 出没場所	伊達市 町			
	場所の状況	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	どちらに逃げたのか			
	※ 住所及び逃げた方向。住所等がわからない場合には地区名や近隣の建物名でも良い。 ※ どちらに逃げたのかも重要。(地図の写しに目撃箇所を記入したものを添付すること)			
3 大きさ・頭数	大きさ m	頭数 頭		
4 通報者	住 所 _____			
	氏 名 _____			
	連絡先 _____			
	※ 万が一、事後に確認したいことが発生した場合に備えて聞き取ること。 ※ その際、個人情報保護の観点から本人に対し関係機関への共有に関する承諾を得るとともに、共有範囲は必要最小限(警察署、市)とすること。			

関係機関連絡先

伊達警察署地域課 Tel024-575-2251

伊達市振興公社 Tel024-577-6700

鳥獣被害対策実施隊

受付者 _____

(様式第2号)

ツキノワグマの出没に係る初動対応連絡票

月 日 時に目撃情報のあった件について、以下のとおり対応しましたので報告いたします。

1 連絡受信	月 日 時 分頃				
2 出没場所	伊達市 町				
3 関係機関への連絡	<input checked="" type="checkbox"/> を入れる <input type="checkbox"/> 警察署 巡回 <input type="checkbox"/> 実施隊 巡回 <input type="checkbox"/> 教育委員会（教育部・こども部） 学校等への周知等 <input type="checkbox"/> 福島県県北地方振興局 情報提供 <input type="checkbox"/> 消防団 巡回 <input type="checkbox"/> 周辺施設 注意喚起 <input type="checkbox"/> 伊達市振興公社 巡回				
4 市の対応	現地臨場	時 分 ~ 時 分			
	看板設置				
	防災無線				
5 学校等の対応	保護者への周知等	○で囲む 学校・こども園・幼稚園・保育園			
	その他の対応	(例)保護者への送迎依頼、臨時休校、校外活動の禁止			
6 被害状況等	<input checked="" type="checkbox"/> を入れる ※被害がある場合は詳細記載 <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 被害あり(氏名、性別、年齢、住所、被害者の状況、所在(病院・現場・その他))				
7 その他連絡事項等					

報告者

別表1 ツキノワグマの出没時に係る連絡体制

関係機関		警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4
		<ul style="list-style-type: none"> ・森林内での目撃であり、住民生活に被害の発生する恐れが低い。 ・目撃者が特定できない、クマだと断定できない場合を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・半径 200m 以内に人家がない山間部等の農地等で農作物への執着がみられ、繰り返しクマが出没(目撃)している。 ・目撃情報や足跡、爪痕、糞などの痕跡からクマであることが断定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・半径 200m 以内に 10 軒以上の集落周辺へのツキノワグマ出没(目撃) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故発生のおそれが高い ・人身事故の発生 ・人家・建物又はその敷地内等にクマが侵入している。
伊達市	産業部農政課	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施隊に状況調査及びパトロールを依頼 ② 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供 ③ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有 ④ 市ホームページ、有害鳥獣情報マップ等による住民への注意喚起 ⑤ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害捕獲許可 ② 実施隊に現場出動、状況調査パトロール依頼 → 追い払いまたは捕獲(放獣または殺処分)依頼 ③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供 ④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有 ⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起 ⑥ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置 ⑦ ツキノワグマ被害防止対策本部会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施隊に現場出動、状況調査及びパトロールを依頼 → 追い払いまたは捕獲(放獣または殺処分)依頼 ② 市職員も現場へ出動し、対応について実施隊と協議 ③ 福島県県北地方振興局及び伊達警察署へ情報提供 ④ 庁内関係部局への注意喚起と情報共有 ⑤ 市ホームページ、有害鳥獣出没マップ等による住民への注意喚起 ⑥ 目撃現場付近にクマ注意の看板設置 ⑦ ツキノワグマ被害防止対策本部会議の開催 <p>緊急銃獣が必要と判断された場合は、緊急銃獣制度対応マニュアルに移行</p>	
	市民生活部	(警戒レベル2以上) 防災行政無線により、該当地域の住民へ注意喚起(出没状況により実施を判断)			<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線により、該当地域の住民へ注意喚起(出没状況により実施を判断) ・伊達市消防団へパトロールを依頼(市及び伊達警察署のパトロールに不足が生じた場合、要請を検討する) ・緊急動員の必要が生じた場合は応援職員の派遣
	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ① 出没状況により市道、管理河川(準用河川、普通河川)内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う ② 出没情報等から必要に応じて所管施設(公園)、関係機関等に対する注意喚起 <p>※国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・出没状況により市道、管理河川(準用河川、普通河川)内の除草、刈り払いを実施し注意喚起を行う ・国、県道及び一級河川、二級河川については国、県管理 ・緊急動員の必要が生じた場合は応援職員の派遣
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起 ② 現場臨場職員の人身被害の際の対応。 			
	未来政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起 ② 出没情報等から必要に応じて所管施設(公園)、関係機関(自治組織・町内会)等に対する注意喚起 			
	財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報等から必要に応じて所管施設、関連機関等に対する注意喚起 			<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報から必要に応じて所管施設、関連機関等の連絡に従事 ・緊急動員の必要が生じた場合は応援職員の派遣
	健康福祉部				
	教育部・こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起 ・伊達市振興公社(体育館などの運動施設等)への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起 ・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保(保護者への送迎依頼) ・伊達市振興公社(体育館などの運動施設等)への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・保育園・こども園等に対する情報提供及び、注意喚起 ・小中学校等の通学児童・生徒の安全確保(保護者への送迎依頼、臨時休業の検討) ・体育館などの運動施設等の使用中止 	
福島県	市主催のイベント	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県のクマ出没警報や県警の注意情報を考慮し、市が主催するイベントの開催を担当課で判断し周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・クマが出没している該当地域では、市主催のイベントを中止し、当該イベント担当課が周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クマが出没している該当地域では、市主催のイベントを中止し、当該イベント担当課が周知する。 ・他地域へは注意喚起を行う。
	伊達市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼により現場付近のパトロール及び状況調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼により現場出動、状況調査及びパトロールを実施 →痕跡・誘因物等の有無を確認し市へ報告 ・追い払い又は有害捕獲を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼により現場出動、状況調査及びパトロールを実施 ・追い払い又は有害捕獲(放獣又は殺処分)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼により現場出動、状況調査及びパトロールを実施 ・追い払い又は有害捕獲(殺処分)・緊急銃獣の実施 ・人身事故の現場が森林内である場合は、山狩りによる捕殺は行わない
	伊達警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に対する注意喚起、出没地周辺の巡回パトロール、事故及び現場周辺の状況把握 			避難誘導の実施
福島県	伊達地方消防本部	—			負傷者が発生した場合の救護等
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援助言 ・必要に応じ、対応方法等に関する助言 		
	県北地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲等対応に関する助言、支援 			

緊急銃獣確保への移行を判断